

綾瀬市放課後児童クラブＩＣＴ化推進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条 この要綱は、綾瀬市内の民設放課後児童クラブ（以下「放課後児童クラブ」という。）において、ＩＣＴ化を推進するために必要な経費を支援することにより、放課後児童クラブにおける指導員等のオンライン研修の実施等デジタル技術の活用による非対面・非接触の環境を整備するため及び放課後児童クラブを利用する児童のインターネットを活用した学習環境を整備するため、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の３第２項に基づく放課後児童健全育成事業を行う団体（以下、「団体」という。）に対し、補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和５１年綾瀬町規則第１５号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者及び補助対象経費）

第２条 補助金の交付を受けることができる団体は、綾瀬市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱（平成２１年４月１日施行）第３条に規定する要件を備えている団体とする。

２ 補助の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、別表に定める経費とする。

（補助額の算定方法）

第３条 補助額は、別表に掲げる基準額と対象経費の実支出額のいずれか低い額とする。ただし、算出された合計額に１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第４条 補助金の交付を受けようとする団体は、綾瀬市放課後児童クラブＩＣＴ化推進事業補助金交付申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

- (1) ＩＣＴ機器等の種類及び金額が分かる書類の写し
- (2) ＩＣＴ機器等のカタログ又は仕様書の写し
- (3) 対象経費の積算資料
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付の条件）

第5条 市長は、補助金の交付を決定する場合は、規則第6条の条件ほか、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 規則第15条の規定により、市長の承認を受け、財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市長に返還すること。

(2) 取得した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。

(決定の通知)

第6条 規則第7条の規定による通知は、綾瀬市放課後児童クラブICT化推進事業補助金交付決定通知書(第2号様式)によるものとする。

(変更等の承認)

第7条 規則第6条第1号又は第2号の承認を受けようとするときは、綾瀬市放課後児童クラブICT化推進事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書(第3号様式)により、変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとする内容及び理由を記載し、関係書類を添えて市長に提出するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付を受けた団体が提出する規則第12条第1項の規定による実績報告は、綾瀬市放課後児童クラブICT化推進事業補助金実績報告書(第4号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 購入したICT機器等の納品書又は領収書の写し
- (2) 導入を行ったICT機器等の仕様が確認できる資料
- (3) 対象経費の資料
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の取消し又は返還通知)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者がこの規定に違反していることが判明した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消す場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定め、当該取消しに係る補助金の返還を命ずるものとする。

(書類の整備)

第10条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした

帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、保管するものとする。

- 2 前項の帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日（補助事業の中止及び廃止の承認を受け承認を受けた場合にあっては、その承認を受けた日）の属する年度の翌年度から起算して5年間保管するものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

項目	基準額	対象経費
I C T導入費	1 支援単位当たり 1 0 7 , 0 0 0 円	令和3年度における次に掲げる費用 (1) I C T機器本体及び周辺機器の備 品購入費（パソコン、タブレット購 入費等） (2) インターネットに接続するため に要する費用（開通工事費、契約事務 手数料等） (3) 無線 L A N環境の整備に要する費 用（ルータ購入費等）
I C T維持運 営費	1 支援単位当たり 月額 7 , 0 0 0 円	放課後児童クラブ内に整備されてい る無線 L A N環境で利用可能なインタ ーネット回線に係る通信費等

第 1 号様式（第 4 条関係）

綾瀬市放課後児童クラブ I C T 化推進事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）綾 瀬 市 長

申請者 所 在 地
名 称
代表者氏名

綾瀬市放課後児童クラブ I C T 化推進事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 支援単位名

2 交付申請額 円

3 添付書類

- (1) I C T 機器等の種類及び金額が分かる書類の写し
- (2) I C T 機器等のカタログ又は仕様書の写し
- (3) 対象経費の見積書

第2号様式（第6条関係）

綾瀬市放課後児童クラブICT化推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日申請があった綾瀬市放課後児童クラブICT化推進事業補助金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第5条の規定により、次のとおり決定しました。

1 補助項目及び補助額 円

2 補助条件

第 3 号様式（第 7 条関係）

綾瀬市放課後児童クラブ I C T 化推進事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）綾 瀬 市 長

申請者 所 在 地
名 称
代表者氏名

年 月 日付けで交付決定を受けた綾瀬市放課後児童クラブ I C T 化推進事業補助金に係る事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので関係書類を添えて申請します。

1 変更（中止・廃止）する支援単位名

2 変更の内容

変更（中止・廃止）前	変更（中止・廃止）後

3 変更（中止・廃止）の理由

4 添付書類

第 4 号様式（第 8 条関係）

綾瀬市放課後児童クラブ I C T 化推進事業補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）綾 瀬 市 長

申請者 所 在 地
名 称
代表者氏名

年 月 日付けで交付決定を受けた綾瀬市放課後児童クラブ I C T 化推進事業補助金の実績を、次のとおり報告します。

補助金所要額	補助金交付決定額
円	円

1 添付書類

- (1) 購入した I C T 機器等の納品書又は領収書の写し
- (2) 導入を行った I C T 機器等の仕様が確認できる資料
- (3) 対象経費の資料